

斗南藩記念観光村内  
(仮称)総合案内施設  
指定管理者募集要項

平成19年2月

三沢市経済部商工観光課

## (仮称)総合案内施設指定管理者募集要項目次

<b>要項の趣旨</b> . . . . .	1
<b>施設の概要</b> . . . . .	1
1 名称及び施設の概要等	
2 設置目的	
3 施設の規模等	
4 施設利用者の状況	
<b>管理運営の条件</b> . . . . .	1
1 管理方針	
2 指定期間	
3 指定管理者が行う業務	
4 自主事業	
5 利用料金制	
6 指定管理料	
7 管理の基準等	
<b>申請の手続き</b> . . . . .	3
1 応募資格	
2 提出書類	
3 グループによる応募	
4 説明会の実施	
5 質問事項の受付	
6 申請書等の提出	
7 連絡先及び提出先	
8 留意事項	
<b>指定管理者の候補者の選定</b> . . . . .	6
1 選定方法	
2 選定基準	
3 選定審査対象からの除外	
<b>指定管理者の指定及び協定の締結</b> . . . . .	7
1 指定管理者の指定	
2 協定の締結	
3 その他	
<b>添付書類・様式等</b> . . . . .	8

## 要項の趣旨

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、（仮称）総合案内施設の管理運営を行っていただく団体（指定管理者）を募集するため、その実施に必要な事項を定めるものです。

（仮称）総合案内施設のオープンは平成19年7月を予定しています。

## 施設の概要

### 1 名称及び施設の概要等

名称	（仮称）総合案内施設：「斗南藩記念観光村内」
所在地	三沢市谷地頭四丁目298番652

### 2 設置目的

日本最初の近代洋式牧場を開設した旧会津藩士廣澤安任をはじめ、当市の発展に尽くした先人の功績を顕彰するとともに、観光振興並びに文化と教養の向上に寄与するための交流の場所を提供する目的として設置しました。

### 3 施設の位置及び規模等

（仮称）総合案内施設の概要

- ・ 構造：木造平屋建て
- ・ 床面積：491.89㎡（約149坪）
- ・ レストラン：42席
- ・ 物産販売コーナー：36.4㎡
- ・ 産地直売コーナー及び物産PRコーナー：156.0㎡
- ・ 観光PRコーナー及び情報発信コーナー：41.6㎡
- ・ その他：事務室、便所、休憩室 etc
- ・ 外構面積は、約2,200㎡

資料1 「施設の位置及び管理範囲図」

資料2 「施設の平面図」

### 4 施設利用者の状況

資料3 「斗南藩記念観光村の入込数の推移」を参照

## 管理運営の条件

### 1 管理方針

指定管理者には、（仮称）総合案内施設の設置目的を踏まえ、次の基本方針に基づいて施設の管理を行っていただきます。

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、施設の設置目的に沿った適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的な取扱いをしないこと。
- (3) 利用者の意見、要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- (4) 費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。
- (5) 利用者が快適に施設等を利用できるよう、施設の設備及び備品の維持管理を適正に行うこと。
- (6) その他（仮称）総合案内施設の設置目的に合致した事業をすること。

## 2 指定期間

- (1) 平成19年7月1日から平成21年3月31日までの1年9ヶ月の予定ですが、市議会の議決を経て確定されます。
- (2) 指定後であっても指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。(地方自治法第244条の2第11項)

## 3 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理者が行う施設の管理の業務は、次のとおりです。(詳細は、(仮称)総合案内施設指定管理業務基準書(以下「基準書」という。)によります。)
  - ア 施設の使用許可に関する業務
  - イ 施設の維持管理に関する業務
  - ウ 施設の業務の実施
- (2) 維持管理業務は指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については市の承諾を得て専門業者に再委託することができます。
- (3) 付帯業務
  - ア 使用料の徴収事務(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定に基づく徴収委託)

## 4 自主事業

指定管理者においては、施設の設置目的を効果的に達成するため、施設を活用し自主事業を実施することができます。なお、実施に当たっては事前に市の承認が必要となります。

- (1) 自主事業とは、指定管理者が施設内においてイベント開催や物販などをし、施設の条例で定める使用料以外の料金を入場者から徴収するなどして収入を得る事業をいいます。
- (2) 自主事業の実施により収入を得た場合は、その収入は指定管理者に帰属します。なお、自主事業に要する経費は指定管理料には含まれません。
- (3) 自主事業の可否は、施設の設置目的に照らして判断することとなりますが、設置目的を踏まえて相応しくないと判断される事業は、実施を承認しない場合があります。
- (4) 自主事業が本来の業務に支障を与えていると判断されるときは、自主事業の改善又は中止等を命ずる場合があります。
- (5) 事業計画で提案する自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性がある団体は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

## 5 利用料金制

利用料金制は、採用していません。

## 6 指定管理料

- (1) 市は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理運営に必要な経費を指定管理料として支払います。

事業計画書における指定管理料(年度平均額)は、次の基準額以内とし、当該基準額を超える提案は失格とします。なお、具体的な金額については事業計画書で提案された金額に基づき、指定管理者と三沢市が協議を行い、予算編成過程を通じて年度ごとに決定し協定で定めることとなります。

なお、平成19・20年度の管理経費の予定額は、資料4のとおり。

平成19年度の基準額(9か月分)	10,489千円(消費税及び地方消費税を含む。)
平成20年度の基準額	13,557千円(消費税及び地方消費税を含む。)

- (2) 指定管理料は、会計年度ごとに、指定管理者からの請求に基づいて分割して支払う予定です。支払方法、回数等については指定管理者と三沢市の協議で定めることとなります。
- (3) 指定管理者は、施設の管理業務に関する経理と団体本来の業務に関する経理を区分するとともに、施設に係る経費、収入は、専用の口座で管理していただくこととなります。

## 7 管理の基準等

基準書に定めるところによります。

## 申請の手続き

### 1 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること(法人格の有無は問いませんが、個人では申請できません。)
- (2) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、三沢市から一般競争入札の参加を制限されている者
  - エ 申請時において、三沢市から指名停止措置を受けているもの
  - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による手続を行っている者
  - カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、三沢市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けたことがある者
  - キ 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 地方自治法の請負に係る兼業禁止規定の趣旨を踏まえ、施設の事情等により特に必要があると認める場合を除き、市議会の議員、市長、助役、収入役等が経営する法人その他の団体は応募資格がないものとする。
- 市議会の議員、市長、助役、収入役等が経営する法人その他の団体とは、三沢市議会の議員、市長、助役、収入役、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)が、代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体をいいます。

### 2 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 施設の管理に関する事業計画書
- (3) 応募資格を有していることを証する書類

応募資格の内容	区 分	提出書類
の1の(1)	法人の場合	定款、寄附行為
		登記事項証明書

	法人でない場合	定款、寄附行為、規約、会則 その他これらに類するもの 代表者の又は管理人の住民 票の写し
の1の(2)のア、 イ、ウ、エ、オ、カ	全ての団体	の1の(2)のア、イ、ウ、 エ、オ、カに該当しない旨の 申立書
の1の(2)のキ	納税義務がある場合	納税証明書（直近3年度分） ・ 法人税、消費税及び地 方消費税については未 納の額がないことの証 明書（国税通則法施行 規則別紙9号書式その 3の3） ・ 県税（法人事業税、法 人県民税）に係る納税 証明書 ・ 市税に係る納税証明書
	納税義務がない場合	納税義務がない旨を記載し た申立書
の1の(3)	全ての団体	の1の(3)に該当しない旨 の申立書

- (4) 団体の経営の状況を示す書類（直近3年度分）  
 ア 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類  
 イ 財産目録、事業報告書  
 ウ 現事業年度の団体の事業計画書及び収支計算書
- (5) 役員名簿及び略歴を記載した書類
- (6) 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制が分かるもの及び就業規則又はこれに類するもの）

### 3 グループによる応募

- (1) 複数の団体がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる団体を定めて応募してください。
- (2) グループの構成員全員が応募資格の の1の(1)、(2)及び(3)を満たすことが必要です。
- (3) 単独に応募した団体は、同一の指定管理者の募集に対してグループ応募の構成員となることはできません。また、同一の指定管理者の募集に対して複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。
- (4) グループ応募の構成員のうち応募資格を満たさないものがあるときは、指定を受けることができません。

### 4 現地説明会の実施

現地において募集に関する説明会を開催しますので、参加希望者は平成19年3月14日（水）10時00分までに現地説明会参加申込書（又は下記の連

絡先に電話・FAX等で申し込みください。

- (1) 開催日時：平成19年3月16日(金)10時00分～
- (2) 開催場所：先人記念館1F セミナールーム
- (3) 参加人数：1団体3名以内
- (4) 説明会への出席は任意とする。

## 5 質問事項の受付

- (1) 質問方法 平成19年3月19日(月)8時15分～3月26日(月)17時15分までに別紙質問書に記入のうえ、下記の連絡先に提出してください(電子メール、FAXでの提出も可)
- (2) 回答方法 質問書を受理してから、概ね3日程度で回答します。回答は、情報共有をはかるため、市のホームページ上にも随時掲載します。  
(質問がある程度まとまった段階で、掲載する予定)

<http://www.net.pref.aomori.jp/misawa/index.html>

## 6 申請書等の提出

- (1) 提出期間 平成19年3月26日(月)から4月6日(金)まで。  
ただし、土、日は除く。
- (2) 提出方法 下記提出先まで持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は4月6日(金)17時15分必着とします。
- (3) 提出部数 15部

## 7 連絡先及び提出先

三沢市桜町一丁目1番38号

三沢市経済部商工観光課(別館1階)

電話：0176-53-5111 内線)360

FAX：0176-52-7513

電子メール：misawa20@net.pref.aomori.jp

## 8 留意事項

- (1) 市が必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。
- (2) 事業計画書等の著作権は、団体に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、当該事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (3) 申請に関する経費は、全て申請者の負担とします。
- (4) 申請を辞退する場合は辞退届を提出してください。(様式は自由)
- (5) 市の業務の必要により、応募の事実に係る情報を市の機関において利用する場合があります。

## 指定管理者の候補者の選定

### 1 選定方法

- (1) 三沢市指定管理者候補者選定等委員会において、提出された事業計画書等の内容の審査及びヒアリングにより、最も評価が高い申請者を指定管理者の候補者として選定します。
- (2) ヒアリングは、平成19年4月中旬を予定しています。実施日時等は別途通知いたします。

(3) 審査の結果は、平成19年4月下旬頃書面で通知する予定です。

## 2 選定基準

選定基準の項目	審査基準の項目	内 容
1 市民の平等な利用の確保	(1) 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか
		申請者が提案した運営方針は市が示した管理の方針に沿っているか
		団体の経営モラルは適切か
	(2) 平等な利用を図るための手法	公共性が確保されているか
		法令が遵守されているか
		生活弱者等へ配慮されているか
2 施設の効用の最大限の発揮	(1) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容はどうか
		利用拡大の取組内容はどうか
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
	(2) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービスの向上のための取組内容（開館時間、休館日の設定等）はどうか
		自主事業の提案は市が意図した企画となっているか
		全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか
(3) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	施設管理、安全管理は適切か	
	維持管理は効率的か	
3 施設の効率的な管理	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	過去の管理経費の平均額を上回っていないか 経費縮減の具体的な提案があるか
4 施設の管理を適性かつ安定して行う能力	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入、支出の積算と事業計画の整合性が図られているか
		収支計画の実現可能性はあるか
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	人員体制は十分か
		職員の採用、確保の方策は適切か
		職員の指導育成、研修体制は十分か

	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	団体の財政状況は健全か
	(4) 情報公開への取り組み及び個人情報の適正な取扱いの確保	適切な情報管理体制が整備されているか
		職員に対する周知が十分なされる内容か
	(5) 類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか
5 環境への配慮	(1) 環境に対する配慮がなされているか	環境対策、省エネルギー対策は適切か

### 3 選定審査対象からの除外

申請者が次のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期限を経過して提出書類が提出された場合
- (5) この募集について複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 最初の申請書類提出後に内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為があった場合

## 指定管理者の指定及び協定の締結

### 1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、平成19年6月の市議会定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定されます。

### 2 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、市が支払う指定管理料に関する事項、管理の基準等に関する細目的事項等については、指定管理者と市との間で協定を締結することとなります。なお、協定は、指定期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に関する事項を定めた「年度協定」となります。

### 3 その他

指定管理者が協定の締結までに次のいずれかに該当するときは、市は指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

- ・ 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理者としての事業の履行が確実にないと認められるとき。
- ・ 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

**添付資料・様式等**

この募集要項の添付資料、様式等は、次のとおりです。

指定管理業務基準書	「(仮称)総合案内施設指定管理業務基準書」のとおり ・ 本文 ・ 別紙 1 責任分担表 ・ 別紙 2 施設運営業務一覧表 ・ 別紙 3 施設管理業務一覧表 ・ 別紙 4 施設使用許可に関する業務一覧表 ・ 別紙 5 備品一覧表 ・ 別紙 6 使用料徴収事務について(様式は任意)
申請書、資料	「(仮称)総合案内施設指定管理者申請書・資料編」のとおり ・ 様式第 1 号 指定管理者指定申請書 ・ 様式第 2 号 グループ構成員表 ・ 様式第 3 号 指定管理者指定申請に係る申立書 ・ 様式第 4 号 現地説明会参加申込書 ・ 様式第 5 号 質問票 ・ 様式第 6 号 事業計画書 ・ 資料 1 「施設の位置及び管理範囲図」 ・ 資料 2 「施設の平面図」 ・ 資料 3 「斗南藩記念観光村の入込数の推移」 ・ 資料 4 「(仮称)総合案内施設の経費状況」
条例その他の資料	三沢市斗南藩記念観光村設置条例 同条例施行規則 三沢市指定管理者による公の施設の管理に関する条例 同条例施行規則 三沢市情報公開条例 三沢市個人情報保護条例 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)